

「2020年東京オリンピック・パラリンピック
環境アセスメント評価委員会」

速 記 録

平成28年2月29日（月）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

(午前9時59分開会)

○川道オリパラアセスメント担当課長 それでは、定刻となりましたので、委員会を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席いただき、ありがとうございます。

初めに、評価委員会を公開で行うことにつきまして、平成25年12月の評価委員会で既に御了承いただいておりますので、本委員会につきましては公開とさせていただきます。

傍聴の方は途中退席されても結構です。なお、御発言等は御遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会」を開催いたします。

なお、座席の都合上、お席の前方にマイクを御用意していますが、従来と同じように御発言の際には恐れ入りますが挙手をいただきまして、無線マイクを担当がお渡ししますので、備えつけのマイクは使わないで進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

本日は次第にございますように、オリンピックアクアティクスセンター、海の森水上競技場、有明アリーナの3施設につきまして、環境影響評価書案の意見聴取を行うものでございます。この3施設につきましては、2月15日にアセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局のほうで評価書案を作成しまして、現在、都民の方に向けて意見聴取を行っているものでございます。

それでは、柳会長、議事の進行をよろしくお願いたします。

○柳会長 分かりました。

それでは、議事に従って進めていきます。

議事1、オリンピックアクアティクスセンター実施段階環境影響評価書案に係る意見聴取になっております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 2月15日にアセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局より環境局長宛てにオリンピックアクアティクスセンターの評価書案の送付を受けましたので、本日意見聴取の手続に入るものでございます。

初めに、お手元の資料1をご覧ください。クリップとじのもので、5枚ぐらいめくっていただくと、資料1と右肩に書いている資料がございます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会オリンピックアクアティクスセンター実施段階環境評価書案に係る審議をお願いするものでございます。

通常の審議会ですと「諮問」に該当するものとなります。

お手元の資料1を読み上げさせていただきます。

27環総政第1008号

平成28年2月29日

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都 環境局長

遠藤 雅彦

「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号 環境局長決定）の規定に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

オリンピックアクアティクスセンター実施段階環境影響評価書案

以上、よろしく願いいたします。

オリンピックアクアティクスセンター実施段階環境影響評価書案につきまして、オリンピック・パラリンピック準備局から説明いたします。

なお、評価書案の審議につきましては、次回以降の委員会をお願いできればと考えております。

○西沢施設輸送計画課長 おはようございます。オリンピック・パラリンピック準備局の西沢と申します。よろしく願いいたします。

私のほうから、オリンピックアクアティクスセンターにつきまして、環境影響評価書案につきまして御説明させていただきます。お手元の厚い冊子ですが、評価書案がございます。

15 ページをお開きいただけますでしょうか。

オリンピックアクアティクスセンターの計画地周辺の航空写真が示してございます。オリンピックアクアティクスセンターの計画地は、この航空写真の中の赤い点線で囲んだ部分になります。こちらは江東区の辰巳というところがございます都立の辰巳の森海浜公園の敷地内に位置している場所でございます。ここにアクアティクスセンターという新しい施設を建設する計画でございます。

オリンピックアクアティクスセンターは、オリンピック・パラリンピック競技大会では水泳の会場として使用する予定でございます。オリンピックの種別といたしましては、競泳、飛び込み、シンクロナイズドスイミングが実施される予定でございます。

御存じのとおり、水泳競技は非常に人気の高い競技でございます。特に日本では水泳の人気というのは非常に高いものがございまして、大勢の来場者が見込まれております。観客席は、オリンピックアクアティクスセンター大会時には2万席を予定して計画しております。

大会が終わった後は、2万はちょっと過大でございますので、5,000席に施設を小さくする予定で、現在、減築する計画としております。ただ、それでありましても、国際的な大会、世界大会などが開催できる国際水泳場として、また都民の方々も水泳に親しめる水泳場として利用していくことを想定してございます。

今回の評価書案では、オリンピックアクアティクスセンターの建設工事を対象とした評価書案となっております。先ほど申し上げました大会後の減築、5,000席への改修工事につきましては、現時点では具体的な計画がまだ見えておりませんので、開催中における大会運営などの影響と同様に、今後計画が詰まってきた段階で、改めて環境影響評価を行いたいと考えてございます。

先ほどもございましたが、この評価書案につきましては、2月15日に環境局長に提出したところですが、当日からホームページで公表し、3月30日までの期間で都民の方々の意見募集を現在行っているところでございます。

では、この後の評価書案の内容につきましては、担当から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

では、担当からお願いします。

○オリパラ準備局 環境影響評価書案に基づきまして、御説明をさせていただきます。

まず、評価書案の3ページをご覧くださいませでしょうか。

先ほど、大会時は2万席、大会後に5,000席に縮小するという御説明させていただきました。本評価書案の中では、大会時の2万席を擁した状態を「2万席引き渡しモード」、

大会後の 5,000 席へと改修した状態を「5,000 席レガシーモード」ということで表記させていただきます。

続きまして、計画の内容でございますが、13 ページからになります。

オリンピックアクアティクスセンターの目的としましては、大会時は水泳会場として利用し、大会後につきましては、世界的な大会等が開催される国際水泳場として、また、都民も利用できる水泳場として活用していくということでございます。

計画地の位置につきましては、15 ページになります。先ほど御説明がありました赤い点線が計画地でございます。計画地の周辺の鉄道駅といたしましては、計画地の南西側に辰巳駅、北側に潮見駅、南東側に新木場駅がございます。計画地の南側につきましては、首都高湾岸線、あるいは湾岸道路、計画地の西側につきましては、首都高の 9 号深川線、環状 3 号線という幹線道路が走っております。

配置計画が 18 ページ、19 ページになります。

18 ページには施設の諸元が記載されております。面積とかはそれぞれ記載のとおりでございます。高さとしたしましては、約 39 メートルを予定しております。

配置の計画が 19 ページにございますが、北側にメインプール・ダイビングプールという施設、南側にサブプールという施設を建築する予定になっております。その脇にそれぞれ歩行者用のデッキがつくられる計画となっております。

イメージパースが 22、23 ページにございます。22 ページが大会時の 2 万席引き渡しモード、23 ページが大会後の 5,000 席レガシーモードのイメージ図になってございます。

続きまして、24 ページでございます。

まずは発生集中交通量でございますけれども、現時点では未定となっております。

駐車場につきましては、5,000 席のレガシーモードの段階で約 130 台を見込んでございます。

歩行者の動線計画といたしましては 25 ページにございますが、周辺鉄道駅から黄色の矢印の線で計画地にアクセスすることを考えております。

続きまして、26 ページの設備関係でございますけれども、水泳会場ですのでプールがございまして、そのプール排水につきましては、雨水とともにトイレ洗浄水及び屋外散水として利用する計画としてございます。

電力・熱源につきましては、まずコージェネレーション設備を設置する予定としております。それから太陽電池、あるいは太陽熱温水器、それから地中熱利用熱源設備を採用する計画としてございます。

廃棄物処理計画につきましては、法令等に基づいて適切に処理、処分を行います。

緑化計画につきましては、江東区の緑の条例が対象になりまして、その条例を満たす地上部緑化、接道部緑化を行う計画としてございます。

28 ページに「施工計画」を記載してございますが、全体の期間としては 33 カ月を見込んでございます。大会後に実施する 5,000 席レガシーモードへの減築工事の実施時期につきましては、現時点では未定となっております。

29ページに工事用車両を記載してございますけれども、最大時、ピークで1日約500台程度を予定してございます。

30ページに「供用の計画」を記載してございますけれども、平成31年度までに竣工して、テストイベントを行う計画としてございます。

以上が事業計画の内容になります。

以上を踏まえまして、41ページに「環境影響評価の項目」を整理してございます。

まず、環境影響評価の項目の選定に当たりまして、ほかの施設も同様でございますけれども、大会中の仮設工作物、あるいは大会の開催中につきましては、現時点でもまだ計画があまり固まっていないということで、本評価書案では対象としてございません。

それから、本施設につきましては、大会後の減築の工事に関する諸元につきましても、まだ固まっていないところがございますので、減築工事に係る環境影響評価につきましても、本評価書案では対象としておりませんで、今後改めて環境影響評価の実施を検討してまいりたいと思います。

42、43ページに環境影響評価項目のマトリックスを記載してございます。

まず、「大気等」につきましては、工事用車両の走行や建設機械の稼働、それから、熱源施設が入ってございますので、設備の持続的稼働につきましても選定しております。

「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」といった項目、それから「騒音・振動」につきましても、工事用車両の走行、建設機械の稼働に伴う影響を対象にしてございます。それから、「日影」「景観」「自然との触れ合い活動の場」を選定しております。

43ページを見ていただきますと、「歩行者空間の快適性」「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」「温室効果ガス」「エネルギー」「土地利用」「安全」「消防・防災」「交通渋

滞」「公共交通へのアクセシビリティ」「交通安全」の各項目を選定してございます。

選定しなかった項目とその理由が、46ページでございます。

まず、「水質等」でございますけれども、こちらは公共下水道のほうに放流する計画としております。

「土壌」につきましては、計画地は昭和7年に埋め立てが完了した埋立地でございます。有害物質の取り扱い事業所が存在したという履歴がないということ、それから汚染土壌を埋め立てた経緯がございません。今後、工事の実施に伴いまして、新たな土壌汚染が確認された場合は、速やかに対策を講じるとともに、フォローアップ報告書で御報告をさせていただきます。

今後、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例117条に基づく土地利用の履歴等調査の届出書及び土壌汚染対策法第4条に基づく土地の形質の変更届けを提出する予定としてございます。

「水循環」につきましては、埋立地に位置しているということと、江東区の雨水流出抑制対策実施要綱に基づき雨水浸透対策を実施いたします。

「史跡・文化財」につきましては、計画地に史跡・文化財は存在しません。また、埋立地に位置しているため、埋蔵文化財包蔵地も存在してございませんが、新たに確認された場合には、フォローアップの報告書で御報告をさせていただければと思っております。

「地域分断」につきましては、今、辰巳の森海浜公園の中にあるのですけれども、現在は立ち入りが規制されている未開園地でございますので、地域分断は生じないと考えております。

「移転」につきましても、立ち入りが規制されている未開園地であるため、移転は生じないと考えております。

「スポーツ活動」から「事業採算性」の各項目につきましては、ほかの施設も同様でございますけれども、個別施設ではなくて、全体計画の中で環境影響評価を実施してまいりたいと考えてございます。

各項目の予測評価の結果につきまして、御説明させていただきます。

まず、47ページからが「大気等」になります。

82ページに工事用車両の走行に伴う予測地点を示してございます。青い矢印とオレンジ色の矢印がそれぞれ工事用車両の走行ルートを示してございますが、その中で「No.1」と書かれた計画地西側の環状3号線の断面、こちらの前面に学校や住居等がございますので、こ

ちらの地点で予測を行いました。

続きまして、評価の結果が102ページになります。

下のほうの工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質でございます。

まず、二酸化窒素につきましては、年間98%値で0.047~0.053ppmであり、評価の指標、環境基準を下回っております。それから、浮遊粒子状物質の2%除外値につきましては0.054mg/m³で評価の指標を下回っております。

104ページが建設機械の稼働に伴う予測結果でございます。

まず、二酸化窒素につきましては、年間98%値で換算した値で0.070ppmということで、環境基準、評価の指標を上回っております。こちらは、建設機械が最大稼働したと想定した場合の予測結果になってございます。基準を超えているということもございますので、建設機械の集中稼働を行わないよう、可能な限りの工事工程の平準化、建設機械の効率的稼働、最新の排出ガス対策型の建設機械の導入、建設機械の不要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用を行い、二酸化窒素の影響の低減に努める計画といたします。

それから、浮遊粒子状物質の2%除外値につきましては、0.061mg/m³であり、評価の指標を下回っております。

105ページが大会開催後の熱源施設の稼働に伴う二酸化窒素でございますが、年間98%値で0.045ppmであり、基準を下回っております。

続きまして、107ページからが「生物の生育・生息基盤」でございます。

117ページに現存植生図を掲載してございます。計画地の中でございますけれども、一部植栽された樹林群が生育しております。それから、アズマネザサですとかセイタカアワダチソウといった草本が生育している現状でございます。

評価が120ページになります。

評価の結果のところ、計画地内の落葉針葉樹ですとか、常緑の広葉樹、落葉広葉樹の植栽樹林群が伐採されることになってございますが、事業の実施に当たりましては地上部緑化、接道部緑化を行う計画としてございます。緑化に当たりましては、植栽基盤（土壌）を整備し、高木や中低木材を施す計画としてございます。

辰巳の森海浜公園内の生物・生態系の賦存地と一体となった生物の生育・生息基盤が創出されるのではないかと考えてございます。

続きまして、121ページからが「生物・生態系」でございます。

こちらの評価の結果が154ページでございます。

こちらでも事業の実施に伴いまして、計画地内の草地環境、それから樹木等の伐採、土壌の改変が行われますが、計画地周辺の生物の生育・生息環境の改変は生じません。それから、地上部緑化、接道部緑化を行う計画としております。緑化に当たりましては、植栽基盤を整備し、辰巳の森海浜公園との連続性を確保した高木、中木等を植栽する計画としており、新たな動植物の生息環境が創出されると考えてございます。辰巳の森海浜公園内と一体となった動植物の生育・生息環境が創出されるものと考えてございます。

続きまして、155ページからが「緑」でございます。

こちらの評価の結果が161ページでございます。

「緑」につきましては、江東区みどりの条例に基づく緑化基準を満たす緑化計画でございます。計画地の北側に可能な限り緑地帯を確保し、現在の未開園地の公園内に新たな緑の空間を創出する計画としてございます。

既存の樹木につきましては伐採予定となっておりますが、樹木の状態を確認した上で、移植等について検討してまいりたいと考えてございます。

続きまして、163ページからが「騒音・振動」でございます。

工事用車両の走行に伴う騒音・振動の予測地点を179ページに記載してございます。先ほどの大気と同様の予測地点で予測を行ってございます。

その結果でございますが、191ページになります。

まず、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音でございますが、表9.5-21に記載してございますが、まず、将来基礎交通量の騒音レベルで71 dBというところで、既に基礎交通量だけで環境基準を超過しているという結果になります。そこに工事用車両が上乘せされますと、予測結果としては72 (71.7) dBということで基準を上回る結果になってございます。したがって、工事の実施に当たりましては、現状でも基準を超えているような状態ではございませんが、低公害型の工事用車両を極力採用する。それから、適切なアイドリングストップ等のエコドライブ、定期的な整備点検の実施の周知・徹底、工事用車両が集中しないように計画的かつ効率的な運行管理に努め、工事用車両の出入り口に交通整理員を配置することにより、周辺地域への影響を極力小さくしてまいりたいと考えてございます。

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音でございますが、こちらは昼間で50dB、夜間で47dBということで、評価の指標を下回ると考えております。

193ページが建設機械の稼働に伴う騒音及び振動でございます。騒音につきましては、最大で61dB、振動で最大で62dBということで、いずれも評価の指標は下回ると考えてございます。

続きまして、195ページから「日影」でございます。

196ページに日影調査地点の天空写真を撮影した地点を示してございます。計画地の北東側に住宅がございますので、その前面で天空写真を撮影してございます。

結果でございますけれども、208、209ページに天空写真を掲載してございます。208ページが2万席引き渡しモード、209ページが5,000席のレガシーモードになってございまして、いずれも同じ結果でございますが、冬至日において計画建築物ができることによって、約2時間50分の日影が生じる予測となっております。

時刻別の日影図、それから等時間の日影図が211～214ページとなっております。いずれにいたしましても、日影の規制地域に対して、規制時間を上回る日影は生じないという予測結果になってございます。

217ページから「景観」でございます。

219ページに、景観の調査地点といたしまして、眺望景観の撮影地点を記載してございます。計画地を囲むような形で配置してございます。

221ページには、圧迫感の状況の天空写真を撮影した地点を入れてございます。先ほどの日影と同じ地点でございます。

結果でございますけれども、まず眺望景観につきましては、お手元につけてございますが、例えば237ページが5,000席レガシーモードでの夢の島大橋からの眺望です。中段の写真でございますけれども、現況に比しまして計画建築物が少し出てくるといったところ、239ページが辰巳の森海浜公園の直近の地点からのフォトモンタージュでございます。

圧迫感の状況につきましては、245ページに5,000席レガシーモードの段階での天空写真を示してございます。下の天空写真で、南から西側にかけて計画建築物が出てくるということになりまして、形態率といたしましては、現況で6.7%に対しまして、約1.7%増加すると考えております。

緑視率の状況が246ページからになります。ほとんど変わらないのですけれども、No.4と書いた直近の地点が253ページに図が入ってございますけれども、現況の直近のところにつきましては、少し緑が減るということになっております。

評価の結論が256ページでございます。

まず、評価の指標といたしまして、「江東区マスタープラン」で挙げられている景観形成の目標を設定してございます。

評価の結果の1)の地域景観の特性の変化の程度と、2)の眺望の変化の程度でございますけ

れども、計画建築物が水や透明感をイメージした色調による外装計画とするほか、施設南側には2階南側デッキ、施設北側と東側には緑道を設け、辰巳の森海浜公園全体における施設とすることで公園との一体化が図られ、周辺環境と調和した景観が形成されると考えてございます。したがって、評価の指標である「水とみどり豊かな環境が共生した複合市街地の形成」という要求は満足するものと考えてございます。

3)の圧迫感の程度でございますけれども、サブプール、メインプール・ダイビングプールと段階的な建物高さの変化をつけるということで、公園からの圧迫感を低減する計画としてございます。それから、屋根や壁につきましては、分節させることで圧迫感の軽減を図る計画としてございます。大会後につきましては、減築工事を行うことによって、圧迫感がさらに軽減されると考えてございます。

257 ページの緑視率の変化の程度でございますが、No.4 地点で約 11%程度減少いたしますが、それ以外の地点についてはほとんど変わらないという結果でございます。施設北側と東側には緑道を設け、辰巳の森海浜公園全体における施設とすることで、公園と一体化を図るなど、緑による景観を形成したいと考えてございます。

259 ページからが「自然との触れ合い活動の場」でございます。

262 ページに計画地周辺の触れ合い活動の場の分布状況を示してございます。計画地そのものが辰巳の森海浜公園の一部になってございます。

評価の結果といたしましては、273 ページになります。

1)の触れ合い活動の場の改変の程度でございますけれども、計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しません。辰巳の森海浜公園の中にあるのですけれども、現在計画地の中には未開園地となっておりますので、触れ合い活動の場としては存在いたしません。そのため、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持され、かつ未開園地である計画地の中に新たな自然との触れ合い活動の場が創出されるものと考えてございます。

2)の触れ合い活動の阻害または促進の程度でございますが、工事中につきましては、建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺の触れ合い活動の場が阻害されるおそれがあるかと考えてございますが、これら建設機械の稼働や工事用車両の対策を行うことで、その影響を低減してまいりたいと考えてございます。

それから、施設ができた後につきましては、計画地南側に2階南側デッキが配置されますので、都民の憩いの場を創出するとともに周辺施設との動線を確保する計画としております

ので、現在は未開園地でございますが、自然との触れ合い活動は促進されるのではないかと考えてございます。

274 ページに、利用経路に与える影響でございますが、工事用車両の走行に伴いまして、近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されていますので、一般歩行者の通行は現状と変化しないと考えてございます。それから、交通整理員の配置、一般歩行者の通行に支障を与えない計画としておりますので、利用経路に与える影響は小さいと考えてございます。

275 ページからが「歩行者空間の快適性」でございます。

285 ページに予測地点を示してございます。それぞれの周辺の鉄道駅からのアクセス経路沿いに予測地点を設定してございます。

評価の結果が 288 ページになります。

1)の緑の程度でございますけれども、主要なアクセス道路上には既に歩道上の街路樹により緑陰が形成されておりますので、将来的にも同程度と考えてございます。

2)の歩行者が感じる快適性の程度につきましては、暑さ指数（WBGT）という指数を予測してございまして、日影のない直射日光下で約 32℃ぐらいになるということで、熱中症の危険レベルとしてはかなり高い結果になってございます。夏場でございますので、どうしてもこういう結果になってしまいますが、都としてアクセス経路沿いの既存街路樹について可能な限り保全を図るということ、その他の都道の街路樹や公園の樹木も適切に維持・管理することによって少しでも配慮してまいりたいと考えております。

289 ページからが「水利用」でございます。

評価の結果が 298 ページでございます。本事業の実施に当たりましては、屋根に降る雨水を集水するという、それからプールがございまして、プール排水を合わせまして、トイレ洗浄水や外構散水に使用する計画としてございます。それから、節水の取り組みとしても、節水型のトイレなどを設置する予定としておりまして、効率的な水利用が行われる計画としてございます。

299 ページからが「廃棄物」でございます。

評価の結果が317ページに書いてございます。

まず、伐採樹木でございますが、こちらは計画地内に樹木がございまして、それが伐採されることとなりますが、それらにつきましては、マテリアルリサイクル、サーマルリサイクルへの利用を検討してまいりたいと思います。

建設発生土につきましては、一部を現場内利用、工事間利用すること、それから建設発生土の受け入れ地へ搬出することにより、間接的な工事間利用を行う計画としております。建設汚泥につきましては、脱水等を行って減量化するとともに、再資源化施設へ搬出して適正処理を行う計画としております。

建設廃棄物につきましては、分別を徹底しまして、再利用できないものにつきましては適切な処理処分を行う計画としてございます。

2)の設備の持続的稼働に伴う廃棄物につきましては、東京都の条例あるいは江東区の条例に基づき、適切に処理・処分を行います。

319ページからが「エコマテリアル」でございます。こちらは東京都が実施する工事でございますので、329ページに記載してございますが、東京都の環境物品等調達方針（公共工事）というものが適用されることとなります。

評価の結果といたしまして、333ページでございますが、建設工事に当たりましては、東京都の「環境物品等調達方針」「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組指針」等に基づきまして工事を実施いたしますので、建設資材等の環境物品などについて利用が図られると考えてございます。

335ページからが「温室効果ガス」でございます。

348ページのミティゲーションのところに記載してございますが、本事業の実施に当たりまして、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備の導入を計画してございます。

それらを踏まえまして、評価のところでございますが、類似施設において確認されました延べ床面積当たりの温室効果ガス排出量に対しまして、約30%の削減が図られると考えてございます。

349ページからが「エネルギー」でございます。こちらにも温室効果ガスと同様でございますので、358ページに評価の結果を記載してございますが、既存施設、類似施設と比べまして、約30%の削減率になると考えてございます。

359ページからが「土地利用」でございます。

365ページに現況と将来の土地利用の図を掲載してございます。現況は左側のほうでございますけれども、こちらは辰巳の森海浜公園の未開園地、右側が将来でございまして、こういう施設が配置されるということでございます。

評価の結果といたしましては、366ページでございます。

事業の実施に伴いまして、公園内の未開園地がスポーツ・公園施設になりますので、公園内施設として公園利用と一体的に運用されると考えてございます。

辰巳地区につきましては、「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」において、「競技場を中心に、区民の日常スポーツから世界の強豪が集う国際大会まで、スポーツを存分に堪能できる国際スポーツ都市を目指す」とありますので、それらとの整合がとれているのかなと考えてございます。

367ページからが「安全」でございます。

評価の結果が391ページでございます。

1)の危険物施設等からの安全性の確保の程度につきましては、周辺にガソリンスタンドなど危険物を取り扱う施設もございますが、これらの施設については消防法等の法令に基づき規制がなされているため、問題ないと考えてございます。

2)のバリアフリー化の程度でございますが、少し戻っていただきまして、388ページに計画建築物のバリアフリーに係る計画を記載してございます。これらバリアフリー化の設備を導入する計画としてございます。

電力供給の安定度につきましては、389ページに非常用設備等の概要を記載してございますが、これらの設備を導入することによって、電力供給の安定性は確保されるのではないかと考えてございます。

393ページからが「消防・防災」でございます。

評価の結果といたしましては415ページになります。

1)の耐震性の程度につきましては、構造設計指針に基づきまして、耐震性を確保する計画としてございます。

それから、沿岸域でございますので、津波対策の程度もございますが、地盤高さにつきましては、T.P.+4メートル以上確保するということで、高潮・津波に対する安全性は確保されているものと考えております。

防火性の程度につきましては、建築基準法や消防法などの法令等に基づきまして、耐火建築物及び防火対象物としての基準を満足する計画としてございます。

417ページからが「交通渋滞」でございます。

419ページに、工事用車両の走行に伴う周辺交通量の予測結果を示してございます。将来基礎交通量としては約2万3,000台でございます。それに対しまして、工事用車両が約1,000台そこに乗っかっていくということ予測してございます。

評価の結果としては、420ページでございます。

まず、工事用車両の走行ルートにつきましては、交通渋滞による影響を軽減するために、極力湾岸道路等を利用する計画としております。それから、工事工程を可能な限り平準化すること、交通整理員を配置すること、市街地での待機や違法駐車禁止を徹底することを図ってまいりたいと考えております。

421ページからが「公共交通へのアクセシビリティ」でございます。

430ページに評価の結果を記載してございます。

周辺鉄道駅からの計画地へのアクセス経路上に工事用車両が走行する計画ではございます。そのため、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置するとともに、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底してまいりたいと思います。それから、道路の通行規制が生じる場合には、適切な代替路を設定するなど、アクセスルートを確保する計画としてございます。

431ページからが「交通安全」でございます。

435ページが周辺の主要な公共施設の分布、それから通学路などとの分布と工事用車両の走行ルートを重ね合わせたものになりまして、計画地の北側の特別区道江475号線というものが通学路になってございますが、こちらを工事用車両が走行する計画となっております。

評価の結果が440ページでございます。

今、申し上げたとおり、一部の通学路につきましては工事用車両が走行する計画となっておりますが、現況ではマウントアップや植樹帯、ガードレールにより歩車道が分離されているという状況でございます。それから、工事用車両の走行ルートを横断する箇所には歩行者用信号機や横断歩道が設置されているという状況でございます。工事の実施に当たりましては、出入り口に交通整理員を配置するほか、一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底してまいります。通行規制が生ずる場合には、適切な代替路を設定する計画としてございます。

以上が、各項目に関する評価の結果でございます。

最後に、441ページには調査計画書から本評価書案に至る過程で修正した内容について記載してございます。御説明は割愛させていただきます。

長くなりましたが、御説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

本日は評価書案の説明を受けるということで、本格的な審議は次回以降に予定されてお

ますが、特に本日確認しておきたいことがございましたら伺います。何か質問等はございませんでしょうか。

千葉委員、どうぞ。

○千葉委員 水に関してなのですけれども、ちょっと見落としているのかも分かりませんが、プールの大きさ、水の容積がどのくらいなのか、それを全部水道水を入れるのだと、付近住民に支障がないのか。それから、どの程度水をかえるのか分かりませんが、一遍に全部かえるのか、一部かえるのか。その排水を中水として使用するの結構なのですけれども、ためておくという必要性が出てくるのではないかと思うのですけれども、貯水などについて全く記述がないように思うので、ちょっとどうなのかなと思いました。

○柳会長 いかがでしょうか。事務局のほうで。

○川道オリパラアセスメント担当課長 今、担当に確認したのですけれども、その諸元を手元に持ち合わせていないということですので、申しわけないですけれども、また後日確認して回答する形にさせていただきます。

○柳会長 平手委員、どうぞ。

○平手委員 例えば形状など、この建物はもう確定なのでしょうか。

○西沢施設輸送計画課長 今、基本設計が終わった段階でございます、22、23ページにあるパースはその段階でのパースということでございます。今後、実施設計などに進んでいく中でまた。

○平手委員 受けた印象は、圧迫感の観点からすると、レガシーモードになったときに屋根が非常に目立つ建物になっていますよね。恐らく空間的に、レガシーモードにしたときに、このバランスからいうと、屋根が大き過ぎるのではないかと。2万席入れようとするから、かなり最初の段階で広げなければいけないというところがあって、その辺ちょっと、客席の仮設部分を二重にするとか、勾配をつけるということで、もう少し屋根を小さくできるのではないかと思うのですけれども。これはこの委員会のマターではないのですが、圧迫感の観点からすると、最終的にでき上がったものは圧迫感が軽減されるとは言いつつ、やはり屋根のウエートは大きいのでちょっと気になります。

○西沢施設輸送計画課長 ありがとうございます。

○柳会長 続いて、野部委員どうぞ。

○野部委員 分かったらちょっと教えてもらいたいのですが、減築すると40%ぐらい面積が減るのですが、それに伴って熱源とか建築設備も減築すると考えてよろしいのでしょうか。

○オリパラ準備局 減築に伴いまして、設備関係につきましても適切なボリュームで変えていくということを伺っていますが、諸元関係につきましても、詳細についてはまだ決まっていないということでございます。

○野部委員 考え方としては、実際に開催されるときに、仮設で何か追加するという考え方ではなくて、同じコンセプトのものを小さくするという考え方でよろしいのですか。

○川道オリパラアセスメント担当課長 減築、いわゆるレガシーモードと言われているものにつきましては、今の圧迫感の話も同じなのですけれども、いわゆるレガシーのあり方みたいなものについて検討をしている最中ということで、まだ詳細が固まっていないということのようです。ただ、適切な規模感であったり、適切な設備の規模になるように恐らく今後詰められていくのかなと考えてございます。またその辺が明らかになったら補足で説明等させていただきますと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、谷川委員。

○谷川委員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、東京辰巳の国際水泳場の取り扱いは、今後この審議対象になっているものが残るということになると、辰巳のほうの水泳場の取り扱いはどうなるのでしょうか。その辺が、先ほどの御質問ですけれども、水道とか下水道の関係だとか、もろもろに関係すると思いますので、その辺の現段階で分かっている情報がありましたら教えていただきたいのですが。

○西沢施設輸送計画課長 現段階では辰巳の取り扱いは検討中でございます、決まってはございません。この事業の後利用のあり方というものを今、検討しているところでございまして、そういったところの関係で、これから決めていくものになると思います。

○柳会長 いろいろと問題はたくさん残っているようです。

中口委員、どうぞ。

○中口委員 安全面についてですけれども、例えば368ページの「危険物施設等の状況」というところを拝見しますと、最も近いガソリンスタンドが計画地境界から約250メートルの距離に位置しているということは分かるのですけれども、その他の危険物施設についての分布状況というのが非常に曖昧な書き方をされておりまして、どれだけそばにあるのか、ないのかというのがちょっとこれからは読み取りづらいので、次回まででも結構なのですけれども、できましたら、例えば377ページに地図がございまして、この地図の範囲ぐらいのところ危険物の施設がどのように分布しているかということを図化していただけると、環境影響の判

断がしやすいかなと思います。これは恐らくほかの2つの案件についても同様ではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○西沢施設輸送計画課長 ありがとうございます。対応したいと思います。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 自分の記憶が曖昧なので確認させていただくのですが、隣接する辰巳一丁目に条例対象案件があったと思うのですが、工事期間は全く重ならないと理解してよろしいですか。

○宇山アセスメント担当課長 辰巳一丁目の案件というのは、すぐにぱっと思いつかないのですが。

○片谷委員 建てかえだと思えます。

○宇山アセスメント担当課長 もう終わった案件ですよ。

○片谷委員 はい、もう審査は終わっていますが。工事期間が重なるかどうかだけ。

○宇山アセスメント担当課長 確認してまいります。

○片谷委員 後日で結構です。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

特に御発言がないようですので、次の議事事項2に移りたいと思います。

海の森水上競技場実施段階環境影響評価書案に係る意見聴取ということになっております。

この件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 ただいま説明いたしましたアクアティクスセンターと同日、2月15日付でアセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局より環境局長宛てに海の森水上競技場の評価書案が送付されましたので、本日、意見聴取の手続に入るものでございます。お手元の資料2と右肩に書かれているものをご覧ください。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会海の森水上競技場実施段階環境影響評価書案に係る審議をお願いするものでございます。

通常の審議会でありますと「諮問」に該当するものでございます。

お手元の資料2を読み上げさせていただきます。

27環総政第1009号

平成28年2月29日

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都 環境局長

遠藤 雅彦

「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号 環境局長決定）の規定に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

海の森水上競技場実施段階環境影響評価書案

以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、海の森水上競技場実施段階環境影響評価書案につきまして、オリンピック・パラリンピック準備局から説明いたします。

先ほどと同様ですけれども、評価書案の審議につきましては、次回以降の委員会で行いたいと考えてございます。

○西沢施設輸送計画課長 では、評価書案の説明をさせていただきます。

海の森水上競技場評価書案の13ページをご覧ください。

先ほどと同様の航空写真などが示してございますが、今回整備いたします海の森水上競技場の計画地は、図面上の赤い点線で囲んだ部分でございます。中央防波堤の内側の埋立地と外側の埋め立て処分場間の東西水路と呼んでおりますけれども、この水路、水の部分を使いまして整備いたします。

海の森水上競技場はオリンピック・パラリンピック競技大会におきましては、ボート競技の会場、カヌーのスプリントと呼ばれる競技の会場として使用する予定でございます。大会が終わった後も、ボートやカヌーの大きな大会ができる施設としてはもちろんですけれども、選手の育成や強化の拠点とするほか、多目的な水面の利用、都民が水に親しめる場所としてレクリエーション、憩いの場としていくことを想定してございます。

今回の事業では、13ページの図面の赤い点線上の位置に、この水路の東側に東側締切堤、

それから西側には西側締切堤と呼んでおります堤防を設置することで、長さが約2,300メートル、幅が約200メートルの細長い長方形の水域を確保する事業になってございます。東西の締切堤には水門を設置いたしまして、大会時には潮の満ち引きの影響がなく、一定の水位で波の影響のない静穏な水面を確保する予定となっております。また、締切堤には水門がございしますが、水門を締め切ったときに閉鎖性の水域ということになりますので、そのあたりの水質を維持するための揚水・排水施設、ポンプ設備などを設置する予定でございます。

今回の評価書案では、東西の締切堤と水門、揚水・排水施設の建設工事、それから大会運営に必要な観客席などのスタンド棟などの建築物の建設工事を対象としてございます。こちらの評価書案につきましても、2月15日に環境局長に提出し、同じ日からホームページで公表して、都民の方々の意見の募集を3月30日まで行っているところでございます。

詳細につきましては、担当から説明させていただきます。

○オリパラ準備局 それでは、評価書案につきまして、御説明をさせていただきます。

11ページから事業の計画の内容を記載してございます。

目的につきましては、今、御説明がございましたように、大会中のボート及びカヌー（スプリント）の会場として利用するものでございます。

15ページに事業の基本計画が記載してございます。今、御説明がございましたとおり、16ページに配置の計画を入れてございますが、東西の水路の先端部分に締切堤というものをつくりまして、そこに水門、揚水施設あるいは排水施設を設置する計画となっております。

地上部のほうには、グランドスタンド棟、フィニッシュタワー、艇庫棟を主な建築物として建築する予定でございしますが、15ページにその諸元を記載してございます。高さとしては、フィニッシュタワー棟で約20メートル程度ということで、建築物としてはあまり大規模なものではございません。

イメージ図が24ページにございます。こちらは東側から見たイメージになってございます。

25ページになりますが、発生集中交通量につきましては、現時点では未定でございます。

駐車場につきましては、大会時に約440台を整備する計画としてございますが、後利用の段階におきましては、現時点では未定となっております。

歩行者の動線といたしましては、26ページでございます。鉄道駅がないエリアでございしますので、バスで「環境局中防合同庁舎前」というバス停からアクセスする計画となっております。

27ページは設備計画でございます。屋根の排水につきまして、雨水貯留槽に貯水後、便器

洗浄水として利用する計画としてございます。

電力関係でございますけれども、計画地につきましては都市ガスが供給されていない地域となつてございますので、設備関係のエネルギーとしては電気とする計画としてございます。

廃棄物に関しましては、法令に基づいて適切に処理する計画でございます。

緑化計画でございますけれども、こちらにつきましては、地上部に約1万8,000㎡の高木・中木・低木、約3,600㎡の地被類を植栽する計画としてございます。

29ページの「施工計画」でございますが、全体として30カ月の工期を予定してございます。

30ページに工事用車両を記載してございます。工事用車両の走行につきましては、なるべく沿道環境への影響を極力小さくするため、海上輸送も検討しております。それから、工事で発生する建設発生土につきましては、現場内利用を基本としております。また、場外搬出する場合におきましても、中央防波堤ということもございまして、その中央防波堤地区内での処理が可能になりますので、なるべく外部に車両が走行しないという計画にしております。台数といたしましては、1日当たり約438台程度を考えています。

31ページの「供用の計画」でございますけれども、平成30年度までに竣工する予定にしてございます。

以上の計画の内容を踏まえまして、「環境影響評価の項目」が37ページからになります。ほかの施設も同様でございますけれども、仮設工作物、大会の開催中に係る関係影響評価につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

38、39ページに選定した環境影響評価項目のマトリックスを記載してございます。

「大気等」につきましては、工事用車両の走行に伴うものを選定してございます。建設機械の稼働につきましては、中央防波堤地区ということもございまして、周辺に住居等が存在しませんので、こちらは選定してございません。

「水質等」につきましては、事業が海域で行われることもございますので、本施設につきましては水質も選定してございます。

それから、「土壌」「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」といった項目を選定してございます。

「騒音・振動」につきましても、工事用車両の増加に伴うものを対象にしてございます。建設機械の稼働の騒音・振動につきましては、大気と同様に周辺に住居等がないということもありまして、選定してございません。

「景観」「自然との触れ合い活動の場」、39ページにいただきまして、「歩行者空

間の快適性」「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」「温室効果ガス」「エネルギー」「土地利用」「安全」「消防・防災」「交通渋滞」「公共交通へのアクセシビリティ」「交通安全」を選定してございます。

選定しなかった項目とその理由が43ページでございます。

まず、「水循環」につきましては、計画地は、昭和50年ごろから埋め立てを行っている埋立地でございます。雨水につきましては、地下浸透または東西水路に放流するというところでございます。

「日影」につきましては、計画地周辺に住居が存在しないということ。

「史跡・文化財」につきましては、計画地が中央防波堤の中に位置しており、史跡・文化財は存在しません。それから、埋立地でございますので、埋蔵文化財につきましても存在しないということでございますが、もし確認された場合は、フォローアップ報告書において御報告をさせていただければと思います。

「地域分断」につきましては、計画地は現状、立ち入りが規制されているエリアでございますので、地域分断は生じないと考えております。

「移転」につきましても、住居や店舗等が存在しないため、移転は生じないということでございます。

「スポーツ活動」から「事業採算性」までにつきましては、個別施設ではなくて全体計画の中で対象としてまいりたいと考えてございます。

続きまして、45ページからが各項目の予測評価になります。

45ページからが「大気等」でございます。

78ページに工事用車両の走行に伴う予測地点を入れてございます。計画地から三方に道路が出ておりますので、それぞれの道路で予測を行っております。

評価の結果が85ページでございます。

工事用車両の走行に伴う二酸化窒素でございますが、年間98%値で0.047～0.048ppmであり、評価の指標を下回ってございます。

浮遊粒子状物質につきましては0.052mg/m³であり、評価の指標を下回ってございます。

続きまして、87ページからが「水質等」でございます。

90ページに現地調査地点の位置を示してございます。水質については青丸でございますけれども、こういった計画地周辺の海域で、水質を初め調査してございます。

調査の結果でございますけれども、108ページに水質の現況調査結果を記載してございます。

下のほうの表が夏場の結果でございます。水素イオン濃度から全窒素、全燐等々記載してございますが、物質によっては現状で基準を少し上回るような検体が多く確認されているというところがございます。

予測でございますが、145ページに予測事項を示してございます。

予測事項といたしましては、今回2つ対象としてございまして、1つ目が1)の工事中の建設機械の稼働、海上施工がございまして、その際に発生する水の濁りの濃度を予測してございます。

2点目が、開催後の施設等の持続的稼働に伴うものでございます。東西水路の締切堤の建設として流況の変化が考えられます。それから、締切堤には一応水門がございまして、大会中はその水門を閉じて、潮流変動をなくすような形にして、水質悪化を防ぐためにポンプアップをして海水交換を行うことになってございます。大会の開催後につきましては、ボートやカヌーのイベントがある場合は同じような運用に恐らくなると思うのですけれども、常時締め切っているわけではなくて、水門については一応開放している状況になろうかと思っておりますので、そういった開催後の水門が開いている状態で水質がどのように変化するかということも予測してございます。

工事中の水の利用の予測でございますが、147ページにございましてけれども、床掘を実施する際の浚渫船が巻き上げる水の濁りを予測してございます。

150ページには、施設の持続的稼働に伴う水質の予測の方法として、予測手順を書いておりますが、流動計算の予測、水質計算の予測を行っておりますが、それぞれ現況の流況の観測結果や水質の観測結果を用いまして、現況再現でモデルの妥当性を確認した上で、それぞれ計算をしているということでございます。

結果でございますけれども、工事中の水の濁りの拡散の予測結果は154ページにございまして、それぞれ東西の締切堤で行う工事を実施中に水の濁りがどのようになるかというものでございますが、2mgのコンター図を書いておりますが、このような形で少し周辺に広がるというところがございます。

155ページに開催後の設備の持続的稼働に伴う予測結果を記載してございます。

まず、流況につきましては、次の156ページに、図が小さくて恐縮でございますけれども、将来と現況の差分を示したものになってございまして、左下の図面が上潮時でございますけれども、これは単位がcm/sで、上潮時で0.1ぐらい変わるということで、現況と将来でほとんど変化がないという予測になってございます。

水質の予測結果が158ページからございますが、それぞれ物質ごとに計算をしてございますけれども、表の中の将来濃度の差分というところがございますけれども、こちらも現況とあまり変わらないという結果になってございます。

評価が162ページでございます。

まず、評価の指標といたしまして、工事中の水の濁りにつきましては、「水産用水基準」から懸濁物質（SS）を2mg/L以下であるとい設定してございます。

開催後の水質につきましては、環境基準が定められているもの、それから「水浴場水質判定基準」をそれぞれ指標としてございます。

163ページに評価の結果を書いております。

まず、工事中の水の濁りでございますけれども、2mg/L以上となる範囲につきましては、発生源から300メートル程度でございます。工事の実施に当たりましては、水の濁りの拡散をなるべく防止するために、床掘工事の際に汚濁防止枠または汚濁防止膜を使用してまいりたいと考えてございます。

大会開催後につきましては、先ほど現況と将来の水質の濃度変化について御説明いたしましたが、数値にほとんど変化はないということでございます。

続きまして、165ページからが「土壌」でございます。

167ページに現況土地利用の履歴等について記載してございます。中央防波堤の内側埋立地は昭和48～61年にかけて廃棄物で埋め立てられた埋立地になりますが、計画地の北側はこの内側埋立地の中にあるのですけれども、計画地自体は建設発生土により埋め立てられているような状態です。中央防波堤外側埋立処分場（その1）は昭和52年から浚渫土及び建設発生土で埋め立てられています。中央防波堤外側埋立処分場（その2）は廃棄物で埋め立てられている状況で、計画地の南側については、廃棄物で埋め立てられているものでございます。

予測の結果でございまして、184ページになります。

まず、中央防波堤の内側埋立地、これは計画地の北側エリアになりますが、こちらは建設発生土により埋め立てられております。埋め立ての際に、有害物質に汚染された土壌を埋め立てたという経緯はございません。今後、土壌汚染対策法、環境確保条例に基づく手続を行ってまいります。

計画地の南側は中央防波堤の外側処分場になりますが、こちらは廃棄物と建設発生土で埋め立てられております。本事業では盛土を行って、防風林を植栽するため、廃棄物層底面下の土壌の改変を生ずることはございません。こちらにつきましても、土壌汚染対策法、環境

確保条例に基づいて手続を実施してまいりたいと思います。

評価の結果としましては、185ページでございますが、今後、土地の改変に当たりましては、法令、条例に基づく手続を行って適切に対応してまいりたいと考えてございます。もし、土壌汚染等が見つかった場合には、その内容につきましてはフォローアップ報告書で御報告をさせていただきたいと考えてございます。

187ページからが「生物の生息・生息基盤」でございます。

193ページに現存の植生の状態を記載してございます。あまり現状、植栽が植わっている状態ではないのですが、一部植栽の樹林ですとか、ヨモギ-メドハギ群落などの草本が生育している状態でございます。

195ページに評価の結果を記載してございます。

事業の実施によりまして、計画地内に一部ございます樹木などについては伐採されることとなりますが、事業の実施に当たりましては、地上部緑化、防風植栽を行いますので、そういった基盤が整備される計画となっております。地上部緑化につきましては、北側に「海の森公園（仮称）」というものがございまして、それと一体化した緑の帯が形成されるという計画としてございまして、生物・生態系の賦存地としては一体となった基盤が形成されると考えてございます。

それから、海域につきましては、大会の開催後についても水門を締め切らない状態になりますので、水域の生物の生育・生息基盤は維持されると考えてございます。

197ページからは「生物・生態系」でございます。

評価の結果といたしましては、234ページでございます。

計画地内の動植物の生育・生息環境となる草地環境や樹林の伐採、土壌の改変が行われますが、計画地周辺の環境の改変は生じません。

事業の実施に当たりましては、地上部緑化、防風植栽として、高木・中木等を植栽する計画としております。植栽樹につきましては、クロマツ、スダジイ、オオシマザクラ等の北側の「海の森公園（仮称）」の既存植栽と同様とするような計画としてございまして、周辺が一体となった動植物の生育・生息環境が形成されると考えてございます。

海域につきましては、工事中の拡散防止のために汚濁防止柵や汚濁防止膜を使用する計画としております。開催後につきましては、水門は締め切らないということで、海域の動植物の生育・生息環境は維持されると考えてございます。

続きまして、「緑」が237ページからになりまして、評価の結果が242ページでございます。

事業の実施に伴いまして、計画地に約1万8,000㎡の緑化面積を確保する計画としてございます。現状で約7,500㎡の植栽がございますので、緑化面積としては増加すると考えてございます。それから、今ある既存樹木については伐採予定でございますけれども、今後、樹木調査により樹木の状況確認を行った上で、移植等については検討してまいりたいと考えてございます。北側にある「海の森公園（仮称）」に植栽されている樹木等を使うことによりまして、一体的な緑地が創出されると考えてございます。

243ページからが「騒音・振動」でございます。

259ページに騒音・振動の予測地点を入れてございますが、先ほどの大気と同様の3地点で予測を行ってございます。

評価の結果が264ページでございます。こちらの3地点での予測結果でございますけれども、将来交通量の騒音レベルといたしましては、67dBあるいは68dBということで、評価の指標を下回る結果になってございます。工事用車両の走行に伴う道路交通振動も、昼間で44～55dB、夜間で40～48dBということで、評価の指標を下回る結果でございます。

続きまして、267ページからが「景観」でございます。

269ページに代表的な眺望点の眺望景観の撮影地点を記載してございますが、大きな構造物としては、東西の水路につくられる締切堤というものがございますので、それらの状況を確認できる東側あるいは西側から地点を設定してございます。

結果でございますけれども、フォトモンタージュを275ページから入れてございます。275ページが東側エリアから見たもの、276ページが西側エリアから見たものでございますが、このぐらいの距離感だとほとんど視認できない状態になってございます。

緑視率の変化が277ページからになりますけれども、こちらも現況とほとんど変化がないという結果になってございます。

評価の結果といたしましては、280ページになります。

評価の指標といたしましては、「東京都景観計画」の「臨海景観基本軸」で掲げられている目標としてございます。

評価の結果は、1)の地域景観の特性の変化の程度、2)の眺望の変化の程度でございますが、先ほど見ていただいたとおり、施設の影響としては小さいかなと思いますので、評価の指標である「地域の特性を生かし、海辺の環境と共生した景観の形成」については満足できるものと考えてございます。それから、3)の緑視率の変化につきましては、ほとんど変化しないと考えてございます。

281ページからが「自然との触れ合い活動の場」でございます。

283ページに周辺の触れ合い活動の場の分布状況を示してございますが、計画地の一部、そのすぐ北側に「海の森公園（仮称）」というものがございまして、こちらに含まれるということになってございます。こちらの海の森公園につきましては、まだ開園していないという状況でございます。

評価の結果が292ページになります。

まず、1)の活動の場の消滅の有無または改変の程度でございますが、計画地北側については海の森公園の一部であります。現地においては、まだ開園していませんので、触れ合い活動の場は存在はしないという状態でございます。それから、その周辺につきましては、改変は生じないということでございます。

事業を実施することによりまして、周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持されます。それから、計画地内には新たな自然との触れ合い活動の場が創出されるということもございまして、触れ合い活動の場としては充実するものと考えてございます。

2)の活動の阻害または促進の程度でございます。工事中の大気汚染とか騒音・振動の低減につきましては配慮してまいりたいと考えてございます。

事業の実施に当たりまして、東西に長い敷地を歩けるような歩道を整備する。それから、海の森との一体感を演出するために、周回道路沿いに緑の帯を形成する計画としております。都民の憩いの場と周辺施設との動線が確保されるということで、自然との触れ合い活動の場は促進されるのではないかと考えてございます。それから、締切堤上部に通路を整備することになりますので、現在、中央防波堤外側埋立処分場のある計画地南側との連続性が確保されることになりますので、新たなレクリエーション活動の場が創出されることにより、活動は促進されるのではないかと考えてございます。

293ページに利用経路に与える影響がございまして、一般歩行者の通行につきましては、現状と変化しないと考えてございます。ただ、工事用車両の出入りに際しては、交通整理員を配置する計画としてございます。それから、周辺道路につきましても、今回の事業とあわせまして歩道を整備して、歩行者用信号ですとか、横断歩道を設置することを検討してございます。

続いて、295ページからが「歩行者空間の快適性」でございます。

こちらは、304ページにバス停からのアクセス動線上で2点予測を実施しております。

評価の結果が307ページでございます。

現状の緑の程度といたしましては、既に街路樹があるところについては現状と同等で、今後整備されるところについては街路樹を整備する計画としてございます。

2)の歩行者が感じる快適性の程度につきましては、暑さ指数が最大で30℃程度というところで、夏場ですのかなり厳しい結果になっていると思いますので、先ほどと同様でございますけれども、東京都としても最大限の配慮をしてみたいということでございます。

309ページから「水利用」でございます。

評価の結果が317ページでございます。

まず、雨水でございますけれども、グランドスタンド棟の屋根に降る雨水を集水してトイレ洗浄水に利用する計画としてございます。それから、節水の取り組みとして、節水型トイレ等々を採用する計画としてございますので、効率的な水利用が行われる計画としております。

319ページから「廃棄物」でございます。

評価の結果が336ページでございます。

まず、伐採樹木につきましては、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルを検討してまいりたいと考えております。

建設発生土につきましては、まず現場内利用を原則として考えてございます。建設汚泥につきましては、脱水等を行って減量化した上で、外部の施設に搬出等により適切な処理を行います。

建設廃棄物につきましても、分別を徹底した上で、再利用できないものについては適切な処理・処分を行う計画でございます。

施設ができ上がった後の持続的稼働に伴う廃棄物につきましては、東京都の廃棄物の条例に基づきまして、適切に処理・処分を行う計画でございます。

続きまして、337ページから「エコマテリアル」でございます。

評価の結果が351ページでございます。先ほどの施設と同様でございますけれども、東京都の工事でございますので、「東京都環境物品等調達方針」に基づきまして、エコマテリアルの利用が図られるものと考えてございます。

353ページから「温室効果ガス」になります。

365ページに「ミティゲーション」が書いてございます。まず、施設の建設に当たりまして、高効率機器の採用を計画してございます。真夏の日射遮蔽に配慮して、庇にルーバー等を設置する計画、それから自然光を取り入れるような配慮をしてございます。

評価の結果でございますけれども、既存資料で確認した類似の施設と比べますと、約40%程度の排出量になるのかなと考えてございます。

367ページから「エネルギー」でございます。温室効果ガスと同様でございますが、376ページに評価の結果でございますけれども、約40%程度の使用量になるのかなと考えてございます。

377ページから「土地利用」でございます。

382ページに現況と将来の土地利用の対比をしてございます。現況としては左側で、それに対して右側が将来になってございます。

評価の結果としては、383ページでございますけれども、現状は未利用地でございますが、それがスポーツ・公園施設に変更になるということでございます。「東京港第8次改訂港湾計画」では「オリンピック・パラリンピックを契機とした『スポーツ都市東京』の実現」というものを掲げてございますので、これらとの整合は図られているのかなと考えてございます。

385ページから「安全」でございます。

評価の結果といたしまして、408ページでございます。

まず、危険物の状況でございますけれども、法令等に基づく規制がされているということでございます。

バリアフリー化の程度は、戻っていただいて406ページにバリアフリーの計画を入れてございますが、建築物につきましては、それぞれバリアフリー化の設備を導入する計画でございます。

407ページに非常用発電設備の内容を記載してございますが、これらを導入することによって電力供給の安定性は確保されるのではないかと考えてございます。

続きまして、409ページから「消防・防災」になります。

評価の結果が427ページでございます。

まず、耐震性の程度につきましては、構造設計指針に基づいて耐震性を確保する計画でございます。

津波対策でございますけれども、東京港の埋立地の最大津波波高は1.88メートル、これは南海トラフの被害想定でございますけれども、それよりも高い地盤高の設定をしてございます。高潮対策といたしましても、東京港における高潮の最大記録に対しても防護できる施設として設計計画をしているところでございます。

防火性の程度につきましても、建築基準法や消防法に基づいて、適切に基準を満足する計

画となっております。

429ページからが「交通渋滞」でございます。

予測の結果が431ページになりまして、将来の周辺道路の交通量といたしましては、3万2,000台ですとか5万2,000台ぐらいの交通量がある道路に対しまして、工事用車両が約290台程度乗っかっているという予測をしております。

評価の結果といたしまして、432ページでございますが、工事用車両の走行に際しては、工事工程の平準化、走行ルート分散化、建設発生土につきましては、中央防波堤内での処理ですとか、海上輸送の可能性を検討してなるべく少なくしてまいりたいということ、それから交通整理員の配置ですとか、市街地での待機や違法駐車がないように徹底してまいりたいと考えております。

433ページからが「公共交通へのアクセシビリティ」でございます。

435ページにアクセス経路の状況が書いてございますが、現在はまだできていないのですが、この図面にあります臨港道路の南北線、あるいは計画地の中に入ってございます臨港道路の中防内5号線等々の道路が、このオリンピックに合わせて整備される計画となっておりますので、こちらの絵は将来形を示しております。

評価の結果といたしましては、438ページでございますが、冒頭申し上げましたとおり、臨港道路中防内5号線というのが平成32年度に供用する予定になりまして、東西水路沿いの一般道路と交差する計画となっておりますが、この道路ができて、一般道路の歩行者動線は阻害しない計画となっております。また、交差点には歩行者用信号ですとか横断歩道を設置する計画となっておりますので、現況のアクセス経路につきましても、道路ができたとしても阻害されることはないと考えております。

439ページからが「交通安全」になります。

評価の結果といたしましては、444ページでございます。現況の東西水路沿いの一般道路を利用する経路がございまして、そちらについては歩道を整備し、交差点にも歩行者用信号や横断歩道を設置する計画となっておりますので、交通安全は図られるのかなと考えてございます。

以上が各項目の評価の結果でございます。

445ページには、調査計画書から評価書案に至る過程での修正内容について記載をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま海の森水上競技場に係る評価書案の説明がありましたけれども、特に本日の段階で確認したいことがありましたら伺いますので、どうぞお願いいたします。

最初に、中杉委員からどうぞ。

○中杉委員 最後に御説明があったのだけれども、臨港道路の南北線はできるのですね。これは図によって入っていたり入っていなかったり、まちまちなのではっきりしない。そのところをしっかりとっておかないと、例えば交通渋滞は、現状でいくと、私も時々行くのですが、青海縦貫線は物すごい渋滞で、この交通渋滞という中に建設工事のことだけを書いているけれども、実際に観客が来たときにどうなるのかという話が全くないのですよね。そのときに物すごく集中するだろうと。南北線がつくられてどのぐらい軽減されてという細かいことを書かないと、絵に描いた話だなという感じで私は見てしまいます。それが1つ。

もう一つは、私の担当している水のほうでいくと、今回の施設ではなくて、周りの既存の施設の排水がどういうふうに出されているか、どう流れているか。このところではなくて下水道に全部持って行ってやっているのはやっている。でも、中防の埋め立て処分地の余水吐きというのは必ずこの周辺で出していると思うのですね。どこに排水が生まれているかというのが多分重要になってくる。というのは、多分この今回の会場のところには出してはいないと思いますけれども、締め切ることになるので、この締め切ることの影響というのは少し考慮しなければいけないということになると、それはどこに出しているのですかという情報が必要になってくるだろうと思います。そこは後で評価するときに出していただければと思います。

それから、「土壌」のほうでいくと、173ページで、これは実数はどのぐらい正確なのか分かりませんが、端っこはごみ層と重なるのですよね。一応盛土だから大丈夫と言われているけれども、建設発生土がかなりの量出るわけですね。この部分で建設発生土が出て、ごみの層とどういう関係になるのか。3次元的にその関係を示していただかないと、結局はやってみなければ分からない点で、最後はここに書かれているようなことで終わるのかもしれないけれども、そこら辺のところの情報も少し教えていただければと思います。

○柳会長 それでは、事務局のほうでお答えできる範囲内をお願いいたします。

○西沢施設輸送計画課長 ありがとうございます。南北線につきましては開通する予定でございますが、時期ですとか、詳細はまた確認させていただきまして、改めてということにさせていただきますと思います。

水と土壌につきましても、調べさせていただきまして、改めて御報告させていただければと思っております。

○柳会長 どうぞ。

○中杉委員 「安全」ということで、周りにどういう施設があるかということを書かれているのですが、実はここはPCBの処理施設があります。その当時も稼働していることになっていますので、一応それは何かの形で記載していただければと。私もその安全を見るほうにかかわっていますので、多分問題は起こらないだろうけれども、ちょっと特殊な施設ですけれども、一応そういう施設があるよと記載しておいていただいたほうがよろしいのかなと思います。清掃工場のすぐ裏、臨海リサイクルパワーのすぐ隣ぐらいにその施設がありますので。ごくごく近傍のところですよ。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

最初に、谷川委員どうぞ。

○谷川委員 この施設に何名ぐらい来られるのかというのがたしか書いていないようなところがありましたので人員と、あと、この建設工事に関すると、このあたりに水道管とか下水が全然入っていないはずなので、そういう附帯工事も含めたアセスなのかどうかということも最終的には教えていただければと思います。

○西沢施設輸送計画課長 オリンピック・パラリンピック時の観客ですけれども、整備する座席数といたしましては、立見席も合わせて2万4,000というのは計画上つくっております。大会が終わった後は2,000程度の席を残すような計画で、現在計画しております。

○オリパラ準備局 附帯設備につきましては、現在検討中ということでございます。

○谷川委員 そうしますと、かなりの人数なので、アクセス数が今、バス路線のみでやられていますよね。ですから、そういう相対的なバランスを全部考えてやっていただければと思います。要は、人数規模が分からないと、いろいろな評価がやはり関係してきますので、その辺をよろしく願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 すみません、今の点で1点だけ確認したいのですが、人数が多いというのは大会開催中の話でよろしいですか。それとも、大会後の2,000席の。

○谷川委員 それも含めまして、あそこのところもかなり距離がありますので、夏場は歩くのが相当大変ですので、バス路線のどこをやるとか、そういう交通網も含めて、それでやらないと、単発的にここだけで評価すると非常に実現性がないと思います。

○川道オリパラアセスメント担当課長 分かりました。大会開催中につきましては、説明が不足しましたが、大会開催時の計画が分かった時点で別途評価を行いますので、その際に、恐らくバス等も含めたアクセスルートがもう少し詳しく出ていまして、後利用、いわゆる後々の利用について残るアクセスルートももう少し明らかになってくると思いますので、その辺も含めてまた後日、明らかになった段階で御報告なり、御説明なりさせていただきたいと思えます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

最初に、平手委員からどうぞ。

○平手委員 北側の海の森クロスカントリーコースはオリンピック施設ですよ。それから、南側にあったマウンテンバイクは施設がなくなったのですか。

○西沢施設輸送計画課長 場所が移転しました。そこは会場でなくなりました。

○平手委員 でも、クロスカントリーについては残っているとすれば、当然いろいろな整備について同時並行的なことがあるし、今、単独で語られているのですけれども、集中の問題は必ず本題で出てくるので、その辺はそれを含めた形で記載していただかないと、ちょっと評価はできにくいのではないかと思います。これは集中の問題だから、ほとんど全ての、例えば人の話だとかがかかわってくる問題なので、これは単独で考えられないのではないかと思います。

○オリパラ準備局 御回答いたします。ありがとうございました。

御指摘のとおりでございまして、現在、海の森クロスカントリーコースのほうはまだ計画があまり分からないということもありまして、今回は対象としていないですけれども、今後は海の森クロスカントリーコースの予測をやる際には、海の森水上競技場も含めた形の複合影響についてはやっていきたいと考えてございます。

○川道オリパラアセスメント担当課長 補足でございます。

南北道路のお話が先ほどございましたけれども、南北道路なり臨港道路の話、その辺につきましても、どういった影響があるのかということを検討するような方向で調整はしてございます。当然その道路ができ上がった後とでき上がる前とでは交通の渋滞も違いますので、そういうことを考えています。ただ、クロスカントリーにつきましては、仮設のほうでまだ計画の詳細が定まっていまいませんので、その工場の影響は重ね合わせた場合にどうなるかということについては、クロスカントリーの整備計画の話がもう少し見えてから、複合影響については調整を図っていきたいと考えてございます。

○柳会長 今回の話ですと、複合影響については、別途また評価をするということですよ。

○川道オリパラアセスメント担当課長 現在、図書のほうではたしか記載がないのですけれども、その方向で調整はしてございます。

○柳会長 山本委員、どうぞ。

○山本委員 中杉委員と大体同じ意見なのですが、この評価書案の中で、臨港道路南北線の図が入ったものと入っていないものが、多分意図的に違いを書かれているのかなと実は思っていたのですが、その辺をちょっと知りたいというのが1つ。

もう一つは今、回答をいただいたのですが、工事期間が多分ここと南北線と同じ時期になるだろうなど。そうすると、先ほどどなたかがおっしゃったように、海底トンネルを通る道路はかなり混雑するだろうなどというのは容易に想像されるのですが、今の考え方としては、とりあえず南北道路の工事に係る交通は一応考えないで、こちらだけを抽出して考えるということで進めていらっしゃるということでよろしいですか。

○オリパラ準備局 まず、図面上の違いでございますが、現況調査とかの結果を示している現況のものについては南北道路ですとか中防線については図示してございません。ただ、将来予測結果みたいな将来の姿を示すような図面については、南北線、あるいは中防線については図示していると区分してございます。

それから、2点目の南北線の工事とかについては、先ほど申し上げたとおりでございまして、今回の評価書案では見てございません。

○山本委員 分かりました。

○柳会長 野部委員、どうぞ。

○野部委員 エネルギーのところ、温室効果ガスも同じ書きぶりなので教えていただきたいのですが、例えば、376ページにエネルギーのほうのミディゲーションの予測に反映しなかった措置というのが(1)で羅列されているのですが、これは予測に反映しなかったということは、その下の評価には反映していないと理解すればよろしいのでしょうか。それとも、類似施設にはこういうものがなくて、なおかつこれが今回付加されるという解釈なのですか。ちょっと分からないのですが、教えていただければと思います。

○オリパラ準備局 予測に反映しなかった措置ということですので、下のほうに約43%使用量という数値がありますけれども、その計算上は高効率機器の採用ですとか、そういったものは反映していないということでございます。

○野部委員 そうですか。そうすると、ルーバーとか日射遮蔽を配慮するというのは両方に入

っているのですね。これはダブルカウントになるのか、それとも今おっしゃったように、さらにこれが減らす要素になるのかということ混乱してしまっているのですけれども、そのところだけ教えていただければと思います。よく読むと、6割減ぐらいになっていますけれども、さらにミディゲーションをするともっと減ると考えてよろしいわけですね。

○オリパラ準備局 そうですね。予測に反映しなかった措置については、あくまで定量的な予測結果には反映されていないのですけれども、定性的な形で評価をしてございます。これらを導入することによって、実態としては使用量としてはもう少し削減されることになるのかなと考えております。

○野部委員 期待しております。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

片谷委員、どうぞ。

○片谷委員 今、中杉委員や山本委員から御指摘のあった件なのですけれども、南北道路も中防の内外の道路の案件も既に評価書が出ていますので、その予測評価結果というのは反映させていただく必要があると考えておまして、それは今後の図書で対応していただくように既に事務局にはお願いしているところでございます。「大気等」ではそうしているということですが。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、特に御発言がないようですので、続いて議事の3、有明アリーナ実施段階環境影響評価書案に係る意見聴取を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○川道オリパラアセスメント担当課長 さきに説明しました2施設と同様に、2月15日付でアセス実施者でありますオリンピック・パラリンピック準備局より環境局長宛てに有明アリーナの評価書案の評価書案の送付を受けましたので、本日、意見聴取の手続に入るものでございます。

お手元の資料3と右肩に書かれたものをご覧ください。恐らく資料のつづりの一番後ろになるかと思っております。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会有明アリーナ実施段階環境影響評価書案に係る審議をお願いするものでございます。

通常の審議会ですと「諮問」に該当するものでございます。

お手元の資料3を読み上げさせていただきます。

27環総政第1010号

平成28年2月29日

2020年東京オリンピック・パラリンピック

環境アセスメント評価委員会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都 環境局長

遠藤 雅彦

「2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（25環都環第505号 環境局長決定）の規定に基づき、2020年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会に下記事項について意見聴取する。

記

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

有明アリーナ実施段階環境影響評価書案

以上でございます。よろしく申し上げます。

それでは、有明アリーナ実施段階環境影響評価書案につきまして、オリンピック・パラリンピック準備局から説明いたします。

先ほどまでの2件と同様に、評価書案の審議につきましては、次回以降の委員会をお願いいたしたいと存じます。

○西沢施設輸送計画課長 では、有明アリーナについて御説明させていただきます。有明アリーナの評価書案の15ページをご覧ください。

先ほどと同様、当該施設の航空写真などが示してございます。赤い点線の部分が有明アリーナ建設予定地でございます。

有明アリーナは、オリンピック大会のときにはバレーボールの会場として計画してございます。大会時は1万5,000席ということで、1万席を超えるメインアリーナを有する施設として整備いたします。大会後は国際大会を含め、各種スポーツ大会やその他イベントなどでも利用できるようなスポーツ・文化の拠点として活用してまいります計画でございます。

本評価書案では、有明アリーナの建設工事を対象としたものとなっております。こちら
も前の2施設と同様、2月15日に環境局長に提出いたしまして、ホームページで公表し、3
月30日まで都民意見の募集を行っているところでございます。

詳細につきましては、担当から説明させていただきます。

○オリパラ準備局 それでは、評価書案の内容について御説明させていただきます。

まず、13ページから事業の計画の内容でございます。

目的につきましては今、御説明したとおりでございます。

18ページに、事業の基本計画を記載してございます。施設の諸元といたしましては、表7.2-1
に記載してございます。高さとしては約40メートル程度の建築物になります。

19ページにその配置を書いておりますが、メインアリーナとサブアリーナという2つの建
築物に分かれていまして、そのサイドに歩行者デッキというものがつくられるという計画で
ございます。

イメージ図が21ページにございます。こちらが計画地の北側のほうから眺めたようなイメ
ージになってございます。

22ページが発生集中交通量でございますけれども、イベント時で約1,100台程度になるとい
うことでございます。

駐車場といたしましては、150台程度を設ける計画となっております。

歩行者動線につきましては、23ページにございますが、周辺の鉄道駅等からアクセスする
計画となっております。

24ページの設備計画でございますけれども、汚水・雑排水・厨房排水については高度浄化
処理した上で、便器洗浄水として利用する計画です。雨水につきましても再利用する計画と
してございます。

電力関係でございますけれども、コージェネレーション設備、太陽電池パネル、それから
地中熱、太陽熱利用の設備を導入する計画としてございます。

廃棄物につきましては、適切な処理を行います。

緑化計画でございますが、江東区みどりの条例、それから「東京都再開発等促進区を定め
る地区計画の運用基準」、それぞれの基準を満足する計画とする予定でございます。

26ページが「施工計画」でございますが、33カ月の工期を見込んでございます。

工事用車両としては27ページでございますが、ピーク時で460台程度を見込んでおります。

28ページが「供用の計画」でございますが、31年度までに竣工する見込みでございます。

以上の事業計画を踏まえまして、41ページからが「環境影響評価の項目」でございます。こちらもほかの施設と同様に、仮設あるいは大会中については、今後も検討してまいりたいと思います。

42、43ページにマトリックス表がございます。

まず「大気等」につきましては、工事用車両と建設機械の稼働、それから熱源の稼働に伴う施設設備等の持続的稼働に伴うものを予測対象としてございます。

「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」「騒音・振動」「景観」「自然との触れ合い活動の場」、それから43ページにいていただきまして、「歩行車空間の快適性」と「水利用」「廃棄物」「エコマテリアル」「温室効果ガス」「エネルギー」「土地利用」「安全」「消防・防災」と「交通渋滞」「交通安全」を選定してございます。

選定しなかった項目とその理由が46ページでございます。

まず、「水質等」につきましては、公共下水道に放流することで考えてございます。

「土壌」につきましては、平成18年に埋め立てが完了した埋立地でございます。履歴上、有害物質を取り扱った事業所が存在したことはございません。それから、汚染された土壌を埋め立てた経緯もないということでございます。今後、工事の実施に伴いまして、土壌汚染が確認された場合にはフォローアップで御報告させていただければと考えてございます。

「水循環」につきましては、埋立地に位置しているということと、江東区の要綱に基づきまして、雨水浸透対策を実施いたします。

「日影」につきましては、計画地の北西～北東側、日影が生じる範囲には住居が存在しないということで選定してございません。

「史跡・文化財」につきましては、未利用地であり、史跡・文化財が存在しないということ、埋蔵文化財も存在しないということでございますが、もし確認された場合にはフォローアップで御報告をさせていただきます。

「地域分断」につきましては、現況立ち入りが規制されている未利用地でございますので、地域分断は生じないということ。

「移転」につきましても、住居や店舗が存在しないということでございます。

少し飛んで、「公共交通へのアクセシビリティ」につきましては、現在、計画地内には既存の施設等がございませんので、そういった歩行者アクセスには影響を及ぼすことはないだろうと考えてございます。

それら以外の「スポーツ活動」ですとか「事業採算性」とかにつきましては、ほかの施設

同様に、今後対象としてまいりたいと考えてございます。

47ページからが各項目の評価結果でございます。

まず、「大気等」でございます。

83ページに、工事用車両の走行に伴う予測地点を示してございます。計画地の西側、湾岸道路を中心からアクセスをしていくのかなと思いますが、そちらからのアクセス経路上の2地点で予測をしてございます。

評価の結果が104ページからになります。

まず、工事用車両の走行に伴う影響でございますが、二酸化窒素の年間98%値につきましては、0.049～0.050で評価の指標を下回ると予測してございます。それから、浮遊粒子状物質の2%除外値につきましては0.025で、こちらも評価の指標を下回ると予測してございます。

106ページからが建築機械の稼働に伴うものでございまして、二酸化窒素につきましては、年間98%値で0.063ppmということで、こちらは評価の指標を上回ると予測してございます。こちらは、建設機械が最大稼働したと想定した場合の結果でございますので、実際に工事の実施に当たりましては、集中稼働を行わないように可能な限り工事工程の平準化をして効率的な稼働をしたり、それから排出ガス対策型の建設機械の導入ですとか、アイドリング防止、良質な燃料を使用することで影響の低減に努めてまいりたいと思います。浮遊粒子状物質につきましては、0.056ということで評価の指標を下回ってございます。

107ページが開催後の熱源施設の稼働に伴う予測結果でございますが、年間98%値で0.048ppmということで、こちらは評価の指標を下回ってございます。

続きまして、「生物の生育・生息基盤」でございます。こちらも120ページに現況の植生の状況を記載してございますが、現況はほとんど樹木がなくて、主にセイタカアワダチソウですとか、チガヤ群落などの草本が主に入っております。

評価の結果が123ページでございます。現在の計画地は未利用地でございます。埋め立てからの時間経過が短くて、造成後の植生としては、外来種のセイタカアワダチソウ群落が広がっている状況でございます。したがって、計画地の生物・生体系の賦存地の改変はほぼ生じないと考えてございます。

それに対しまして、今後事業の実施に当たりましては、地上部緑化を行うこととなりますので、植栽地の生育に伴う落葉等によって、新たな土壌動物等の生息環境ですとか基盤が創出されているのではないかと考えております。

続きまして、「生物・生態系」でございます。

評価の結果が158ページになります。

事業の実施に伴いまして、現在の計画地内、外来種のセイタカアワダチソウとかでござい
ますけれども、草地環境あるいは一部樹木が伐採されたりすることになりますが、これらに
つきましては、埋め立て後の造成に伴って自然繁茂したものでございますので、改変の程度
としてはほぼ生じないのではないかと考えてございます。

それに対しまして、今後、地上部緑化を行うことによりまして、多様な動植物の生育・生
息環境が創出されるのかなと考えてございますので、環境としては向上するのではないかと
考えてございます。

続きまして、「緑」につきましては、164ページに評価の結果を記載してございます。

今回の事業の実施に当たりましては、江東区の条例、「東京都再開発促進区を定める地区
計画の運用基準」に基づきまして緑化を行う計画としてございます。計画地の南側には、周
辺住環境に配慮したバッファーとなる緑地を形成する計画としています。それから、緑地と
隣接して交流広場を整備して、広がりのある緑地を創出する計画としていますので、未利用
地である計画地内に都民や来訪者の新たな憩いの場が創出できるのかなと考えてござい
ます。

続きまして、「騒音・振動」でございまして。

181ページに、工事用車両の走行に伴う予測地点を記載してございます。こちらも大気と同
様に、2地点で予測をしてございます。

195ページに評価の結果を記載してございます。

こちらの2地点での工事用車両の走行に伴う騒音レベルといたしましては、将来で66dB、あ
るいは67dBということで予測してございまして、評価の指標は下回ると考えてござい
ます。

道路交通振動につきましても、昼間で42～53dB、夜間で40～49dBで、評価の指標は下回
ると考えてございます。

196ページが建設機械の稼働に伴う騒音・振動でございまして。騒音レベルで最大65dB、振動
レベルで最大67dBで、いずれも評価の指標は下回ると考えてございます。

続きまして、「景観」でございまして。

199ページに景観の眺望景観の写真撮影地点を入れてございます。

圧迫感につきましては、201ページに入れてございます。圧迫感につきましては、南側にマ
ンションがございまして、そちらの地点で撮影をしております。

結果につきましては、例えば眺望景観で言いますと、210ページに近く of 海浜公園が予定さ
れているエリアからのフォトモンタージュを入れてございます。

圧迫感につきましては、215ページでございまして、一番近いマンションの際から見た場合の計画建築物の見えぐあいがございますけれども、形態率の増加としては0.8%程度となっております。

緑視率につきましては、216ページからになりますが、こちらも現況とはあまり変化がないだろうと考えております。

評価の結果としては、223ページからになります。

評価の指標といたしましては、「東京都景観計画」の「臨海景観基本軸」で挙げられている目標であったり、それから「水辺景観形成特別地区」に該当しますので、そちらの景観の形成の方針とともにしてございます。

まずは、地域景観特性の変化の程度でございまして、計画建築物が形態を工夫して素材感のある外壁にすることで周辺環境との調和を図っております。通り沿いやデッキの緑化を積極的に行うことで、緑のネットワークを形成して、公園・水辺への緑とつなぐ計画としておりますので、水際の水面上からの視点に配慮した水辺を生かした地域景観を形成すると考えてございます。

2)の景観形成特別地区でございまして、こちらにつきましても、デッキ上の緑化ですとか、緑のネットワークの形成ですとか、そういったもので周辺と緑を連続させる広がりのある緑地を整備する計画で、水辺と一体となった緑空間が形成されると考えてございますので、評価の指標を満足するものと考えてございます。

224ページの3)が眺望景観の変化でございまして、先ほど申し上げたとおり、水際や水面上からの視点に配慮した水辺を生かした地域景観を形成するものと考えてございます。

圧迫感につきましては、0.8%程度増加するというところでございます。ボリュームの小さいサブアリーナをマンション側に位置する南側にしているなど配置を計画してございます。それから、外壁等の工夫によりまして、圧迫感の低減に配慮した計画としてございます。

緑視率につきましても、数字上の変化はほとんどないと思います。さらに今後緑化の計画を想定しているところでございます。

続きまして、「自然との触れ合い活動の場」でございまして。

228ページに周辺の触れ合い活動の場の分布状況を示してございます。

評価の結果が241ページでございまして。

まず、1)の改変の程度でございまして、計画地内は未利用地ということもございまして、計画地内に触れ合い活動の場は存在しません。周辺については改変は生じませんの

で、一方で今後事業を実施することによって、新たな触れ合い活動の場が計画地内に創出されるであろうと考えてございます。

2)の活動の阻害または促進の程度でございますが、計画地東側に建設予定の「有明親水海浜公園（仮称）」へつながる歩行者通路を整備する計画としておりますので、そういったことで触れ合い活動の場は促進されるのではないかと考えてございます。

3)の利用経路でございますが、現況の駅等からの利用経路については現状と将来で変化をしないと考えてございます。工事用車両の走行に当たりましては、それらの利用経路に影響を与えないような配慮を行っていきたいと考えております。将来的には、有明親水海浜公園につながる歩行者通路を整備する計画としておりまして、そういった新たな利用経路が創出されるのではないかと考えております。

「歩行者空間の快適性」につきましては、253ページにそれぞれ主要な駅からのアクセス経路上での予測位置を示してございます。

それを踏まえまして、評価の結果でございますが、256ページになります。

既に街路樹が整備されているところについては現状と同程度と考えてございます。

2)の快適性の程度につきましては、こちらも暑さ指数でいうと最大で33℃ぐらいになるということで、非常に危険なレベルにあると考えておりまして、東京都としてもなるべく配慮していかなければいけないというところでございます。

257ページからが「水利用」でございます。

評価の結果が266ページになります。

まず雨水につきまして、雑用水として植栽灌水に利用する。それから施設内の雑排水については、高度浄化処理した上でトイレ洗浄水に使用する計画としてございます。

それから、節水型のトイレなどの設置を計画しており、より効率的な水利用が図られていると考えております。

「廃棄物」でございますが、評価の結果が286ページになります。

まず、建設発生土については減量化に努め、建設発生土の受け入れ地に搬出することによって間接的な工事間利用を行う計画です。建設汚泥につきましても、減量化を行った上で、再資源化施設等への搬出により適切に処理を行う計画です。

建設廃棄物につきましては、分別を徹底した上で、再利用できないものについては適切に処理・処分を行う計画です。

2)の施設の持続的稼働に伴う廃棄物については、東京都や江東区の条例に基づき、適切に

処理・処分を行う計画としてございます。

続きまして、「エコマテリアル」でございます。

評価の結果が300ページになりますが、ほかの施設と同様に、東京都の工事になりますので、「東京都環境物品等調達方針」に基づきまして、適切なエコマテリアルの利用が図られると考えてございます。

続きまして、「温室効果ガス」でございますが、315ページに、まずミティゲーションとして太陽光発電設備、太陽熱、地中熱、コージェネレーションの導入などを予定しております。

それらを踏まえまして、評価でございますけれども、こちらにも既存資料で確認された類似的な施設に対しまして、約30%程度の削減率になるかなと考えてございます。

「エネルギー」につきましても同様でございます。325ページに評価結果を記載してございますが、約30%程度の削減が見込めるのかなと考えてございます。

続きまして、「土地利用」でございます。

土地利用については、334ページに現況と将来の図面を入れてございます。

評価としましては、336ページになりますが、現況は未利用地でございます。こちらが体育館、観覧場等に変更になるということございまして、臨海地区のスポーツクラスターのさらなる充実に寄与することとなると考えてございます。

「安全」につきましては、評価の結果が362ページになります。

危険物につきましては、消防法等の法令に基づいて適切に管理されているということでございます。

2)のバリアフリー化につきましては、359ページに記載をしておりますが、これらのユニバーサルデザイン計画を予定しております。

電力供給につきましては、非常用設備につきまして、360ページに記載してございます。これらの施設を導入することによって、電力供給の安全性は確保されると考えてございます。

「消防・防災」でございます。

386ページに評価の結果を記載してございます。

まず、耐震性につきましては、構造設計指針に基づきまして耐震性を確保してございます。

津波対策の程度といたしまして、まず本事業は地域の防災拠点として位置づけてございます。そういったこともありますので、防潮堤の高さをT.P. +5メートル以上にするすることで、高潮・津波対策に対する安全性を確保した計画としてございます。

防火性につきましては、建築基準法や消防法に基づいて、基準を満足する計画としてござ

います。

続きまして、「交通渋滞」でございます。

390ページに予測結果を入れてございます。周辺の道路が大体1万台とか1万6,000台に対しまして、ここに工事用車両が180台ですとか730台程度乗っかってくると予測してございます。

391ページに評価の結果を記載してございますが、なるべく湾岸道路などを利用すること、それから工事工程を可能な限り平準化すること、交通整理員の配置ですとか、市街地での待機や違法駐車を徹底して、周辺の渋滞を起こさないように配慮してまいりたいと考えてございます。

「交通安全」でございます。

401ページに、工事用車両の走行ルートと周辺の公共施設、あるいは通学路を重ね合わせたものになりまして、一部通学路を工事用車両が走行するということになっております。

評価といたしましては、404ページになります。

アクセス経路上につきましては、マウントアップやガードレールがされておりまして、現状では歩車道が分離されている状態になります。それから、横断する箇所には歩行者用信号機や横断歩道が設置されている状況でございます。ただし、工事用車両の走行に当たりましては、交通整理員の配置ですとか、一般歩行者の通行に支障を与えないように配慮するほか、安全走行を徹底してまいりたいと考えてございます。それから、通行規制が生じるような場合には、適切な代替路を設定して、安全を確保していく計画としてございます。

以上が予測評価の結果でございます。

最後に、405ページが調査計画書から評価書への修正内容を整理したものでございます。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

有明アリーナの評価書案に係る説明を受けましたが、特に本日の段階で確認しておきたいことがありましたらお伺いします。何か質問はありますか。いかがでしょうか。

少し時間が押しておりますけれども、本日特にお聞きしたいところをお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、これをもちまして、本日の評価委員会は終了させていただきたいと思っております。

(午後0時20分閉会)